

みどりみらい ぐんじとしのりの議会報告

2000/03/21 Vol. 27 西の原 2-3-6-104 TEL/FAX
45-8362

E-MAIL ID / toshigunji@hotmail.com

印西市議会/平成 12 年第 1 回定例会報告 (2)

3/1 (水曜日) に、代表質問に立ちました。

今回も平成 12 年第 1 回定例会 (3 月議会) の報告を行って参ります。行き届かない点があると思いますが、ご意見等があればお寄せ下さい。

第 2 回目の今回は

- 高齢者の権利を考える というテーマで報告をさせていただきます。

代表質問内容

2) 介護保険 (成年後見制度と苦情処理に関して) の取り組みについて

(1) 成年後見制度について

() 印西市内の独居老人の数は何名か?

(回答/市長) 市内に居住しております独居老人は、現在 340 名でございます。

() 印西市では「成年後見制度」の実施についてはどこまで準備ができていますか?

- 人材養成と人員確保はできているか?
- 制度の周知と制度の申立てにわたる一連のプロセスは充分できているか?

(回答/市長) 成年後見制度は、判断能力の不十分な人を支援するための民法その他の一連の民事法を根拠とする制度の総称でございます。

この成年後見制度の目的は、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者のうち、自己判断能力が不十分なために自己決定ができない人々に対して、財産管理や身上看護のために判断能力が不十分なところを法的支援者である成年後見人などが代行決定する方法などによって支援することにあります。従って、成年後見制度による支援は、本人の自己決定に関する民事的な支援をその本質としております。

本年 4 月にスタートいたします介護保険制度は、これまでの行政サービスである措置制度から本人自ら選択し、サービスを利用する契約制度であります。介護保険の被保険者には判断能力が不十分となり自己決定できない場合もございますので、国では、介護保険を含めた他の制度においても、この成年後見制度は必要となることから、民法の一部を改正し、新たな後見人制度が新設されたものでございます。

現在、成年後見制度における人材確保のため、弁護士会や司法書士会において研修活動を実施しているところであり、法務省でもこれらの動きに協力し、活動しているところがございます。

尚、介護保険制度のスタートにあたり、判断能力が不十分となり自己決定できない被保険者に対しては、後見人制度の活用とあわせて国で行っている地域福祉権利擁護事業を活用し実施して参りたいと考えております。この地域福祉権利擁護事業は、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者が地域でできる限り自立した生活をしていくために最低限必要なものとして、福祉サービスの利用援助やそれに付随した日常的な金銭管理などの援助を利用しやすい仕組みで行なうものでございます。実施主体は、千葉県社会福祉協議会でございます。この事業に実施にあたり、印西市内では生活支援員として、5 名が千葉県社会福祉協議会の委嘱を受け、養成研修を実施し、県内 4 ヶ所に設置してあります後見支援センターの専門員と印西市社会福祉協議会が連携を図りながら準備しているところでございます。

(2) 苦情処理への対応について

介護サービスの実施後、契約の解釈や履行をめぐる多くのトラブル（例えば、ヘルパーの対応が悪い、訪問看護婦の看護の時間が短いであるとか）があると予想されるが、その苦情処理機関は都道府県に1箇所であると聞いている。また、介護保険法183条では「保険給付に関する処分」と「保険料徴収に関する処分」については審査請求できることになっているが、それ以外の「不服」は行政処分の対象ではなく審査請求の対象になっていない。仮に再審査請求が出た後に、訴訟に発展し、判決まで数年かかることを予想すれば、現在の審査請求の制度が適切かどうか疑問を呈する。

() 即効性のある苦情処理の方法として印西市の対応はどのように考えているか？

(回答/市長) 介護保険制度上、要介護認定に対する不満は県に設置されている介護保険審査会、サービスの「質」等に対する苦情は、国民健康保険団体連合会が受けつける仕組みとなっておりますが、この対応だけで市民の理解を得るには不十分であると認識しております。市といたしましては、制度運営上の各種苦情等につきまして、できるだけ介護福祉課において対応して参りたいと考えております。具体的な例といたしましては、要介護認定に関する苦情は、調査事項についての説明と再度の調査等を行い、被保険者の理解を得ながら対応して参りたいと考えております。また、利用者から提供したサービスの「質」について、国民健康保険団体連合会への苦情につきましても国民健康保険団体連合会と提携を図りながら対応して参りたいと考えております。

介護保険と高齢者の権利について

今回行った会派代表質問の答弁では不十分であると感じたため、再質問、再々質問を通じ、以下のような、市政に対する提言を行いました。

- * 成年後見制度の周知を広報を通じて行うこと。
- * 成年後見制度が高齢者の生活援助システムと実効させるために
 - 必要かつ適切な援助をうけることができるように、千葉県や印西市において成年後見人を確保し、養成する体制を整備すると共に就任した成年後見人に対する支援体制を整備すること。(* 下記補足あり)
 - 独居や低所得者の高齢者に対して、成年後見人あるいは成年後見人の報酬を国、千葉県あるいは印西市において公費負担する体制を整備すること。
- * 印西市の介護保険担当の窓口に、社会福祉士や介護福祉士などの専門のワーカーを配置して、苦情に適切に対応することができるようにすること。高齢の利用者が窓口に来ることが出来なければ出向いていっても適切に対処すること。
- * 介護サービスを含めて広い見地から福祉問題を検討するために
 - 「福祉オンブズマン」を設けること。(設けている自治体を研究、視察し、早急に体制を整えること。)

* 補足 / 神奈川県相模原市では「障害者・高齢者の在宅生活を支援します」ということで「相模原あんしんセンター」を市独自で設けております。このセンターでは、「財産保全サービス」(大切な財産等を金融機関に保管する)、「財産管理サービス」(預貯金の出し入れ等の代行を含めた日常生活プランの作成)、「権利擁護相談」(弁護士による人権等の相談)を安価(生活保護受給者は財産保全サービスを除き無料)で行っております。印西市独自では難しいとは思いますが、近隣市町村と協力し、千葉県に頼るだけでなく、「地域福祉権利擁護事業」として同様に早急に整備し行ってもらいたいものです。

- * いつもご声援ありがとうございます。(次回も続いて、定例会の報告を中心に行って参ります。今後ともご支援、ご指導ください。宜しく願いいたします。)

ぐんじとしのり